

第31回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和5年2月21日（火）午後2時から

場 所

宇都宮市役所7階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

田代委員，金田（典）委員，櫻井委員，佐藤委員，篠崎委員（会長），天谷委員，吉澤委員，関根委員，本多委員，塩田委員，相澤委員，平出委員，恩田委員，岩上委員，駒場委員（会長職務代理），金田（裕）委員，鎌倉委員，竹原委員，手塚委員，村田委員（会長職務代理），入江委員，福田委員（議席番号順）

欠席委員

刈部委員

会議経過

1 開 会

出席委員22名で法定定数に達しているため，開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議長選任

宇都宮市農業委員会会議規則第4条に，会長は総会の議長となり議事を整理すると規定されているため，議長を会長とする。

4 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は，議長指名となり，議席番号20番の竹原委員，21番の手塚委員の両名を指名する。

5 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

6 議 事

会 長 それでは，本日の議事に入りたいと思います。議案書1ページをお開きください。日程第1「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」，議案第1号から7号までの7議案について，一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号から7号までの7議案のうち，議案第3号及び4号については，農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため，条件を付して許可すべきものと調査しております。

議案第3号及び議案第4号は賃借人が同一であるため，一括してご説明いたします。清原地区の申請です。賃貸人は，賃借人の営農に協力するため，賃借人

は、法人として営農を開始するため、申請地に20年間の賃借権を設定する旨の申請です。賃借人は、平成28年11月28日に設立された法人で、農作物の生産、加工を主な目的としております。賃借人の経営規模は、今回の申請により5,848平方メートルになることから、許可要件を満たしております。申請地には、シャインマスカットを作付する予定です。農機具の調達状況は、スピードスプレーヤー1台、軽トラック1台のリースを予定しており、営農に支障はありません。また、賃借人の所在地は東京都となっておりますが、既に2名の社員が宇都宮に居住しており、通作についても支障はありません。なお、申請地は、いずれも耕作可能な農地であることを確認しておりますが、農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、次の3つの解除条件を付して許可すべきものと調査しております。

- 1 権利を取得する者が権利取得後に農地等を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されていること
- 2 地域農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- 3 権利を取得しようとする者が法人である場合、その業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作等に常時従事すると認められること

以上3つの条件です。

会 長 議案第3号及び4号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第3号及び4号について、「農地所有適格法人以外の法人に対する許可のため、農地法第3条第3項に基づき、解除条件を付して許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第3号及び4号を除く、議案第1号から7号までの5議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人の経営規模は、14,856平方メートルであり、許可要件を満たしております。申請地には、水稻を作付する計画です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台を所有、コンバイン1台をリースしており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号についてご説明いたします。平石地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は、LRT事業により、経営面積が減少してしまうため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人の経営規模は、47,363平方メートルであり、許可要件を満たしております。申請地には、水稻を作付する計画です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲渡人は、経営規模縮小のため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人の経営規模は、27,514平方メートルであり、許可要件を満たしております。申請地には、野菜を作付する計画です。農機具の調達状況は、トラクター2台、トラック2台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号及び議案第7号については譲受人が同一であるため、併せてご説明いたします。いずれも雀宮地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、親族の耕作地を譲り受け耕作するため、申請地を贈与により取得する旨の申請です。贈与税の支払い意思については確認しております。譲受人の経営規模は、今回の申請地を併せると8,843平方メートルであり、許可要件を満たしております。申請地の田には水稻、畑には野菜を作付する計画です。農機具の調達状況は、トラクター1台、軽トラック1台を所有、コンバイン1台、田植機1台をリースしており、営農に支障はありません。また、申請地は、すべて耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

会 長 議案第3号及び4号を除く、議案第1号から7号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第3号及び4号を除く、議案第1号から7号について、「申請のとおり許可する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。2ページをお開きください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第8号から12号までの5議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号についてご説明いたします。城山地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、近隣の農地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人の経営規模は、15,531平方メ

ートルであり、許可要件を満たしております。申請地には、かんしょを作付する計画です。農機具の調達状況は、トラクター6台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、いずれも耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号についてご説明いたします。篠井地区の申請です。譲渡人は、子の就農に協力するため、譲受人は、新規就農として営農を確立するため、現在、親から使用貸借で借りている農地を解約して、贈与により取得する旨の申請です。贈与税の支払い意思については確認しております。譲受人の経営規模は、3,749平方メートルであります。農地法施行令第2条第3項第1号、「耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合は、50アールの下限要件を満たさない場合であっても不許可の例外に該当するもの」であり、申請地には、菌床椎茸、ミニトマト、野菜を作付する予定であることから、許可要件を満たしております。農機具の調達状況は、トラクター1台をリースしており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第10号についてご説明いたします。篠井地区の申請です。譲渡人は、譲受人の営農に協力するため、譲受人は現在息子と共に営農しておりますが、営農継続に必要な既存のポンプ小屋を利用するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。借受人の経営規模は、12,336平方メートルであり、許可要件を満たしております。申請地は、自己所有の水田に隣接した土地であり、ポンプ小屋のある申請地を取得し、下流の水田に供給する計画となっております。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台をリースしており、営農に支障はありません。また、申請地は、利用可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第11号についてご説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、近隣の農地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人の経営規模は、19,973平方メートルであり、許可要件を満たしております。申請地には、水稻を作付する予定です。農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第12号についてご説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得する旨の申請です。譲受人の経営規模は、32,741平方メー

トルであり、許可要件を満たしております。申請地には、白菜を作付する予定です。農機具の調達状況は、トラクター3台を所有しており、営農に支障はありません。また、申請地は、いずれも耕作可能な農地であることを確認しており、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

会 長 議案第8号から12号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第8号から12号について、「申請のとおり許可する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。3ページをお開きください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第13号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案13号についてご説明いたします。清原地区の申請です。申請人は、耕作の利便性を向上させるため、農業用倉庫等を設置する旨の申請です。土地利用計画については、申請地は砂利敷きとし、農機具や肥料を入れるための農業用倉庫1棟、アスパラハウスに水を供給するためのポンプ小屋1棟を設置する計画で、雨水は敷地内に自然浸透させるものでありますが、既に計画どおり利用されており、是正を含めた追認申請となっております。したがって、現況のまま土地利用をするため、新たな費用は発生しません。申請地は農振農用地であります。令和5年1月5日付で用途区分の変更がなされ、農地法第4条第6項ただし書に規定する「農用地区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題ないことから、農地法第4条の許可要件を満たしていると調査しております。

会 長 議案第13号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第13号について、「申請のとおり許可する」ことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。4ページをお開きください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第14号から19号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第14号についてご説明いたします。平石地区の申請です。借受人は、喫茶店を営むため、申請地に30年間の賃借権を設定し、店舗を建築する旨の申請です。借受人は、昭和51年9月5日に設立された法人で、カフェ、レストラン等の飲食店及びキャンプ事業の運営、管理を主な目的としており、本申請は、

都市計画法第34条1号の「喫茶店」に該当します。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、店舗1棟と10台分の駐車場を整備するもので、給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は平石地区市民センターから約500メートルの区域に位置することから、第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第15号についてご説明いたします。平石地区の申請です。借受人は、親と同居しているが独立するため、申請地に期間の定めのない使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は自然浸透する計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和4年12月23日付けで農振除外となり、除外後は、土地改良法による換地処分を受けた土地であることから、第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第16号についてご説明いたします。清原地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に20年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条第14号の「自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和4年12月23日付けで農振除外となり、除外後は、土地改良法による換地処分を受けた土地であることから、第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当するこ

とから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第17号及び議案第18号については、関連する事業であるため併せてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、現在使用しているバスの駐車場の返却に伴い、議案第17号の申請地を売買により取得し、駐車場として利用するとともに、議案第18号の申請地に10年間の賃借権を設定し、議案第17号における駐車場への進入路として利用する旨の申請です。譲受人は、平成13年1月19日に設立された法人で、旅客自動車運送業務等を目的としております。土地利用計画については、議案第17号の申請地を砂利敷きとし、大型バス15台分の駐車場を整備する計画となっておりますが、進入路がないため、隣接する議案第18号の申請地にも砂利敷を敷いて一体的に利用するものです。雨水は敷地内に自然浸透させ、周囲はコンクリート擁壁及びメッシュフェンスで囲む計画となっております。資金計画については、事業費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地はいずれも農地の集団的な規模が、2.8ヘクタールの区域に位置することから第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第19号についてご説明いたします。瑞穂野地区の申請です。譲受人は、職員の増員及び来場者の増加に伴い、現在の職員駐車場を来場者用にするため、申請地を売買により取得し、近隣に職員駐車場を整備する旨の申請です。譲受人は、平成10年3月2日に設立された法人で、組合員の農業経営や生活の向上等を目的としております。土地利用計画については、50台分の職員用駐車場を整備する計画で、敷地内は砂利敷きとし、雨水は敷地内に自然浸透させるもので、西側及び南側はブロックで囲む計画となっております。資金計画については、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、1.5ヘクタールの区域に位置することから第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

会 長 議案第14号から19号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第14号から19号について、「申請のとおり許可する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。5ページをお開きください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第20号から25号までの6議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第20号についてご説明いたします。姿川地区の申請です。借受人は、親と同居しているが独立するため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の子であり、都市計画法第34条14号の「市街化調整区域内に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は水道、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に2つ以上の教育施設、公共施設がある農地であることから第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第21号についてご説明いたします。城山地区の申請です。借受人が、地方選挙に立候補するため、申請地に2か月間の賃借権を設定し、選挙事務所として一時転用する旨の申請です。土地利用計画については、特に整地等は行わず、仮設事務所及び仮設トイレを設置し、残りは10台分の駐車場等に利用する計画となっております。雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農振農用地で、原則として許可できないものとされておりますが、一時転用で農地に還元されることから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第22号についてご説明いたします。国本地区の申請です。借受人は、現在の学習塾の教室が手狭になったため、その隣接地に新たに学習塾を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第1号の「学習塾」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額融資で賄う計画となっており、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は国本地区市民センターから約280メートルの区域に位置することから第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第23号についてご説明いたします。豊郷地区の申請です。議受人は、申

請地を売買により取得し、現在建設中の社会福祉施設の隣接に、特別養護老人ホームを建築する旨の申請であり、都市計画法第34条1号の「公益上必要な建築物として社会福祉施設」に該当します。譲受人は、平成20年9月1日に設立された法人で、特別養護老人ホームの経営等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内はアスファルト及び砂利敷きとし、3階建ての建物1棟と6台分の駐車場を整備する計画で、給排水計画については、市の上下水道に接続し、雨水はアスファルト敷きの部分については浸透槽を設置し敷地内で処理し、砂利敷き部分については自然浸透させる計画となっております。また、東側の水路及び道路を利用するため、市道路管理課に法定外公共物占用許可申請書及び道路使用届出を提出済みです。資金計画については、建築費等を市の補助金、融資及び自己資金により賄う計画で、市の補助金内示通知書、金融機関の融資見込証明書及び残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、7.1ヘクタールの区域に位置することから、第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第24号についてご説明いたします。豊郷地区の申請です。借受人は、法人の設立に伴い、耕作の利便性を向上させるため、申請地に10年間の賃借権を設定し、農業用資材置場を整備する旨の申請です。借受人は、令和5年1月5日に設立された法人で、組合員の農業に係る共同利用施設の設置等を主な目的としております。土地利用計画については、敷地内は砂利敷きとし、農業用倉庫1棟、農業用資材置場1棟を整備する計画です。給排水計画については、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が、5.2ヘクタールの区域に位置することから、第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第25号についてご説明いたします。上河内地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和3年9月22日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。今回の申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光モジュール128枚を設置し、年間発電量74,438キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜き11円で計算しますと、年間の売電収入は82万円程度となる見込みです。一方、経費についてですが、管理費用は9万円とする

と、営業利益、経常利益とも73万円程度の利益を確保できる見通しです。なお、20年間のトータルでは、売電収入が1,644万円、管理費については367万円、営業利益、経常利益とも1,276万円程度が確保される見通しとなっております。土地利用計画については、周囲をフェンスで囲み、整地等を行い、複数回の草刈を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、事業費の全てを自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は農地の集団的な規模が、約2.7ヘクタールの区域に位置することから第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないことから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

会 長 議案第20号から25号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第20号から25号について、「申請のとおり許可する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。6ページをお開きください。日程第4「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第26号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第26号は、平石地区の申請です。設定人は、介護医療院の建築に伴い、申請地に13か月間の賃借権を設定し、資材置場として一時転用する旨の許可申請を行い、令和4年2月25日付けで許可しておりますが、材料調達の遅延及び人員不足により、当初計画通りの施工が困難となったため、期間を2か月間延長したい旨の申請です。申請地に隣接した介護医療院は、現在も建設中であり、許可申請に記載した工事期間内に完了する見込みもなく、事業計画変更承認基準すべてに該当すると思われることから、変更を認めることについてやむを得ないものと調査しております。

会 長 議案第26号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第26号について、「変更を承認する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。7ページをお開きください。日程第5「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、議案第27号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第27号は、旧市地区の願出です。築瀬4丁目に住む相続人が、築瀬4丁目の農地3筆、計2,051平方メートルについて相続税の納税猶予に関する

適格者である証明を受けたい旨の願出です。相続税の納税猶予に関する適格者である要件として、死亡した者が農業を営んでいたかどうか。その相続人が引き続き農業経営を行うと認められるかどうか、猶予を受けようとする農地が死亡した者によって耕作されていたかどうか、という3つの要件について、提出書類、農家台帳、小作台帳、現地調査等で確認したところ、全ての要件を満たしており、適格者として証明することに問題ないものと調査しております。

会 長 議案第27号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第27号について、「適格者と認める」ことに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。8ページをご覧ください。日程第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」、議案第28号から9ページ39号までの12議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の決定」について、ご説明いたします。相対による契約です。議案第28号から議案第30号は、清原地区の計画です。畑の貸し借りです。議案第31号は、横川地区の計画です。田の貸し借りです。議案第32号は、国本地区の計画です。田の貸し借りです。議案第33号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りです。議案第34号から議案第37号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りが3件、畑の貸し借りが1件です。9ページをお開きください。

議案第38号及び議案第39号は、河内地区の計画です。田の貸し借りです。これらの計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

会 長 議案第28号から39号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第28号から39号について、「計画のとおり決定する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。10ページをご覧ください。日程第7「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」、議案第40号から17ページ152号までの113議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画

(農地中間管理事業)の決定」について、ご説明いたします。

議案第40号から議案第148号は、集積計画一括方式による契約です。

議案第40号から議案第53号は、平石地区の計画です。なお、議案第50号は瑞穂野地区の計画3筆を含みます。田の貸し借りです。

議案第54号から11ページ議案第67号は、清原地区の計画です。田の貸し借りが13件、畑の貸し借りが1件です。12ページをご覧ください。

議案第68号から議案第82号は、瑞穂野地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第83号から議案第88号は、横川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第89号から13ページ議案第95号は、雀宮地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第96号から議案第100号は、姿川地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第101号から議案第108号は、城山地区の計画です。田の貸し借りが7件、田と畑の貸し借りが1件です。

議案第109号から14ページ議案第111号は、国本地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第112号及び議案第113号は、篠井地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第114号から議案第116号は、富屋地区の計画です。なお、議案第114号は、国本地区の計画4筆を含みます。田の貸し借りです。

議案第117号から15ページ議案第123号は、豊郷地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第124号から議案第131号は、上河内地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第132号から17ページ議案第148号は河内地区の計画です。田の貸し借りです。

議案第149号から議案第152号は、配分計画方式による契約です。これらの議案は、日程第8と関連しておりまして、いずれも、耕作者が、農地所有適格法人以外の法人となるものです。

議案第149号から議案第152号は、城山地区の計画です。田の貸し借りです。これらの計画は所有者、借受者、土地の地番、面積、台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

会 長 議案第40号から152号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第40号から152号について、「計画のとおり決定する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。18ページをご覧ください。日程第8「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」議案第153号から21ページ204号までの52議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく案件がいくつかありますので、該当する議案を先に審議いたします。まず、議案第162号は、19番委員が借受者となっておりますので、19番委員の退出を願います。

（19番委員退出）

会 長 それでは、議案第162号について、事務局の説明を願います。

事務局 「農用地利用配分計画（案）に対する意見」についてご説明させていただきます。これらは、農地中間管理事業により、公益財団法人栃木県農業振興公社（以下、「県公社」と言います。）から農地を借り受けて耕作する耕作者の変更等を行うものです。

議案第162号をご説明いたします。議案第162号の耕作者は、議席番号19番委員として、雀宮地区の計画です。現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を19番委員に変更するものです。この計画は、所有者、耕作者、土地の地番、面積台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

会 長 議案第162号について、質疑願います。

（意見等なし）

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第162号について、「計画を承認する」ことにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第162号が終了しましたので、19番委員に入室、着席していただきます。

（19番委員入室）

会 長 次に、20ページ議案第193号、194号は、15番委員が借受者となっておりますので、15番委員の退出を願います。

（15番委員退出）

会 長 それでは、議案第193号、194号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第193号及び議案第194号をご説明いたします。議案第193号及び議案第194号の耕作者は、議席番号15番委員として、上河内地区の計画です。

議案第193号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を15番委員に変更するものです。

議案第194号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を15番委員に変更するものです。これらの計画は、所有

者、耕作者、土地の地番、面積台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

会 長 議案第193号、194号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第193号、194号について、「計画を承認する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第193号、194号が終了しましたので、15番委員に入室、着席していただきます。

(15番委員入室)

会 長 審議済みの3議案を除く、議案第153号から204号までの49議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第153号は、平石地区の計画です。現在の耕作者が、経営規模を縮小するため、耕作者を変更するものです。

議案第154号から議案第158号は、瑞穂野地区の計画です。議案第154号、議案第155号は、お互いの作業効率を上げるため、耕作者を交換するものです。

議案第156号及び議案第157号は、現在の耕作者が、経営規模を縮小するため、耕作者を変更するものです。

議案第158号は、現在の耕作者が、けがにより耕作が困難になったため、耕作者を変更するものです。

議案第159号は、横川地区の計画です。現在の耕作者は、耕作が不便になったため、耕作者を変更するものです。

議案第160号及び議案第161号は、雀宮地区の計画です。議案第160号は、現在の耕作者が、経営規模を縮小するため、耕作者を変更するものです。

議案第161号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を変更するものです。

議案163号から議案第166号は、議案第149号から議案第152号で、ご説明いたしましたとおり、農地所有適格法人以外の法人が、借り受けるものです。

議案第167号から19ページ議案第188号は豊郷地区の計画です。これらは、海道地区土地改良事業により、耕作者の組み替えや契約を更新するものです。20ページをご覧ください。

議案第189号から議案第192号、議案第195号及び議案第196号は上河内地区の計画です。

議案第189号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができな

くなったため、耕作者を変更するものです。

議案第190号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を変更するものです。

議案第191号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を変更するものです。

議案第192号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を変更するものです。

議案第195号及び議案第196号は、現在の耕作者が、経営規模の維持が困難なため、耕作者を変更するものです。21ページをお開きください。

議案第197号から議案第204号は河内地区の計画です。議案第197号から議案第201号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を変更するものです。

議案第202号から議案第204号は、現在の耕作者が、体調不良により農業を営むことができなくなったため、耕作者を変更するものです。

これらの計画は、所有者、耕作者、土地の地番、面積台帳等と照合しましたところ、適正な計画であると調査しております。

会 長 審議済みの3議案を除く、議案第153号から204号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。審議済みの3議案を除く、議案第153号から204号について、「計画を承認する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。22ページをご覧ください。

会 長 日程第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」、議案第205号から211号までの7議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく案件がありますので、該当する議案を先に審議いたします。議案第206号は、17番委員が譲受人となっておりますので、17番委員の退出を願います。

(17番委員退出)

会 長 それでは、議案第206号について、事務局の説明を願います。

事務局 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定」について、ご説明させていただきます。

議案第206号を説明します。議案第206号の譲受人は、議席番号17番委員でございまして、城山地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、譲渡人の県公社から福岡町の畑 1筆529平方メートルを売買により取得するも

のです。この計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

会 長 議案第206号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。議案第206号について、「計画について決定する」ことにご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 ご異議がないので、そのように決定します。議案第206号が終了しましたので、17番委員に入室、着席していただきます。

(17番委員入室)

会 長 審議済みの議案第206号を除く、205号から211号までの6議案について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第205号は、瑞穂野地区の計画です。譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、下桑島町の田1筆及び東刑部町の田1筆計5,447平方メートルを売買により取得するものです。

議案第207号から議案第211号は河内地区の計画です。議案第207号は、譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、逆面町の田1筆1,097平方メートルを売買により取得するものです。

議案第208号は、譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、逆面町の田1筆2,137平方メートルを売買により取得するものです。

議案第209号は、譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、白沢町の田1筆2,420平方メートルを売買により取得するものです。

議案第210号は、譲受人が、経営規模拡大のため、県公社から、古田町の田1筆4,347平方メートルを売買により取得するものです。

議案第211号は、譲受人の県公社が、譲渡人から、古田町の田1筆5,518平方メートルを売買により取得するものです。これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

会 長 審議済みの議案第206号を除く、205号から211号について、質疑願います。

(意見等なし)

会 長 質疑がないので、おはかりします。審議済みの議案第206号を除く、205号から211号について、「計画について決定する」ことにご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

会長 ご異議がないので、そのように決定します。23ページをお開きください。日程第10「宇都宮農業振興地域整備計画の一部変更申請に係る意見について」、こちらは、本日举行う合同調査会の結果を踏まえて審議するため、先に報告事項に入ります。24ページをご覧ください。それでは、事務局より報告願います。
[事務局より報告第1から報告第5まで一括で報告]

会長 それでは、一度、総会議事を中断して、合同調査会を行います。10分間ほど休憩を入れた後で行いますので、よろしくお願います。

(合同調査会終了後)

会長 それでは、総会を再開します。議案書の23ページをお開きください。日程第10「農業振興地域整備計画の一部変更申請に係る意見について」、先ほどの合同調査会での意見を農業委員会の意見とすることでご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

会長 ご異議がないので、そのように決定します。議案の審議は全て終了しましたが、皆様から何かございますか。

(意見等なし)

会長 事務局で何かありますか。

事務局 (報告事項あり)

会長 すべての審議が終了しましたので、以上で第31回定例総会を終了します。

(閉会 午後3時30分)